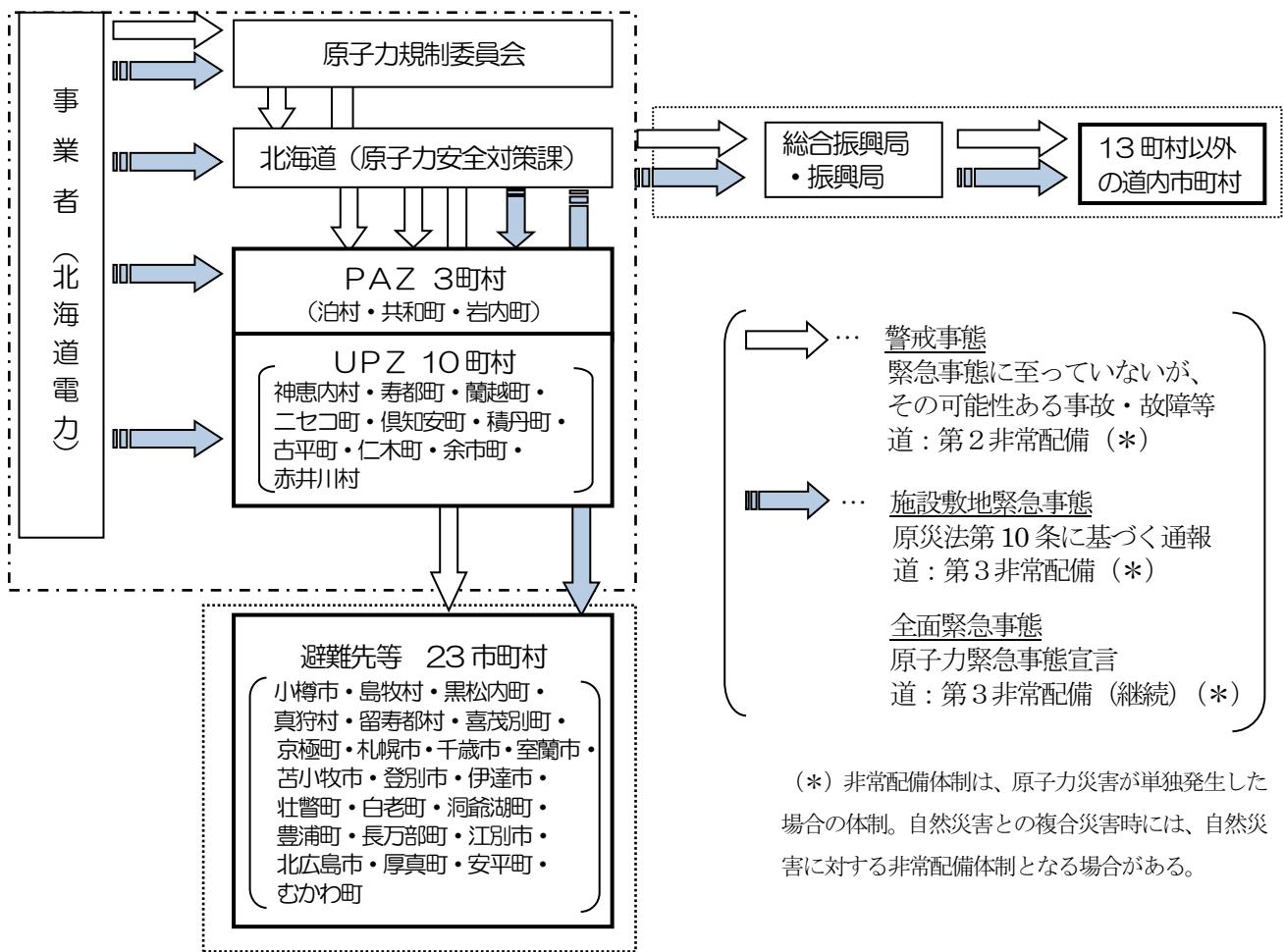


原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法【緊急時】

1 通報連絡体制

- ・ 緊急時（警戒事態以降）は、原子力災害対策重点区域（P A Z・U P Z）の町村に対し、事業者、原子力規制委員会及び道から通報連絡される。（緊急情報の多重化）
- ・ 避難先となる市町村には、道から直接通報連絡する。
- ・ 13町村以外の道内の市町村には、各振興局を通じ、遅滞なく情報提供を行う。



2 通報連絡方法

① P A Z・U P Zの町村

- ・ 道（原子力安全対策課）は、専用回線電話及びファクシミリにより連絡。

② 避難先となる市町村等

- ・ 道（原子力安全対策課）は、対象市町村へ電子メールで一斉送信（対象市町村の電子メールはあらかじめ登録）するとともに、電子メールにより着信確認。

③ 13町村以外の道内市町村

- ・ 道（原子力安全対策課）は、総合振興局・振興局へ電話及び電子メールで連絡し、総合振興局・振興局は、当該管内市町村へ電子メールで一斉送信（対象市町村の電子メールはあらかじめ登録）するとともに、総合振興局・振興局において、電子メールにより着信確認。

※ ①～③における通報連絡のため、あらかじめ連絡責任者一覧（連絡責任者、代行順位者、夜間・休日対応（携帯電話等））を作成する。なお、②における通報連絡は、緊急時に備え、適宜、通信連絡訓練を実施する。